

基勞補発第 1030001 号

平成 20 年 10 月 30 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について

「移送の取扱いについて」（昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号。以下「局長通達」という。）の一部改正については、平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号により指示されたところであるが、移送のうち通院（以下「通院費」という。）を取り扱うに当たって留意すべき事項について、下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 支給対象の通院

(1) 診療に適した労災指定医療機関等

局長通達の記の 1 (3) ロ及びハの「診療に適した労災指定医療機関等」については、原則として、標榜している診療科目により、判断して差し支えないこと。

ただし、傷病の程度若しくは種類又は必要とされる医療の内容によっては、標榜している診療科目を有する医療機関においても適切な診療を実施することが可能とは限らないことから、診療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師等の有無等を考慮し、当該傷病に関し適切な診療を実施できる体制が確保されているかを判断すること。

(2) 隣接する市町村

傷病労働者の住居地又は勤務地によっては、交通事情等の状況から、同一の市

町村（特別区を含む。以下同じ。）よりも、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと判断できる場合があることから、局長通達の記の1（3）ロにおいて、傷病労働者の通院の実態を踏まえ、傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等があっても、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象としたものである。

（3）最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等

局長通達の記の1（3）ハの「最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等」については、原則として、傷病労働者が通院に要する距離により判断すること。

ただし、山間地等交通の便が著しく悪い地域においては、交通事情等の状況を踏まえ、当該地域の通院の実情等を考慮し、必要があると認められる場合は、傷病労働者が通院に要する距離にかかわらず、診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象として差し支えない。

（4）通院期間中に新たな労災指定医療機関等が開設された場合の取扱い

傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等が存在していなかったため、同一市町村以外の診療に適した労災指定医療機関等に通院していたが、通院期間中に、同一市町村内に新たに診療に適した労災指定医療機関等が開設された場合は、原則として新たに開設された当該労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、当該傷病労働者の症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込み等を考慮して、従来から通院している労災指定医療機関等への通院が妥当であると認められる場合は、当該通院を通院費の支給対象として差し支えない。

（5）傷病労働者が通院期間中に転居等をした場合の取扱い

住居地と同一市町村内の診療に適した労災指定医療機関等に通院していた傷病労働者が、他の市町村に転居するなどの事情により、新たな住居地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等が存在することとなった場合、原則として新たな住居地と同一の市町村内に存在する当該労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、当該傷病労働者の症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込

み等を考慮して、従来から通院している労災指定医療機関等への通院が妥当であると認められる場合は、当該通院を通院費の支給対象として差し支えない。

(6) 傷病労働者が退院した場合の取扱い

傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村以外の診療に適した労災指定医療機関等に入院していた者の退院後の通院については、原則として住居地又は勤務地と同一の市町村内に存在する診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、診療又は検査等のために、入院していた労災指定医療機関等への通院が特に必要と認められる場合は、入院していた労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象として差し支えない。

なお、上記支給に当たっては、主治医等の意見を踏まえ、同一労災指定医療機関等の下での療養の必要性等を判断すること。

2 非労災指定医療機関等に係る通院費の取扱いについて

非労災指定医療機関及び柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術所に係る通院費についても、労災指定医療機関等に係る通院費に準じて取り扱うものとする。

3 施行期日

本通達は平成 20 年 11 月 1 日から施行することとし、昭和 59 年 11 月 20 日付け補償課長事務連絡第 32 号「通院費の取扱いについて」及び平成 17 年 10 月 31 日付け基労補発第 1031001 号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」は、平成 20 年 10 月 31 日をもって廃止する。

へ労災保険からのお知らせです

あなたは通院費を

請求していただけますか？

労災の通院費の支給対象が変更になりました この機会にぜひ確認してください！

支給対象となる通院は、居住地又は勤務地から、原則、片道2km以上の通院であって、①から③のいずれかに該当するものです。

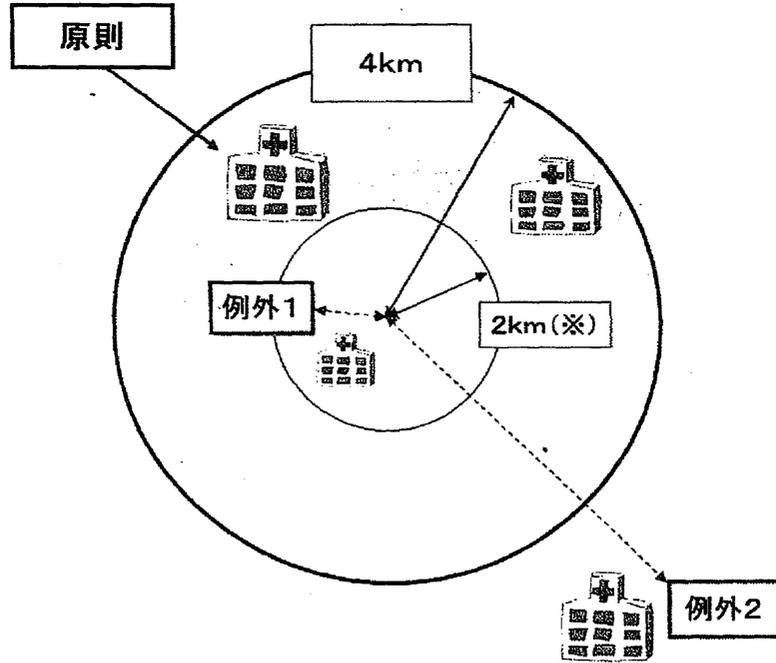
- ① 同一市町村内の医療機関へ通院したとき
- ② 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき
（同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含まれます。）
- ③ 同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき

この取扱いは、平成20年11月1日以降の通院から適用になります。

詳細につきましては、最寄りの労働局又は

労働基準監督署にお問い合わせください。

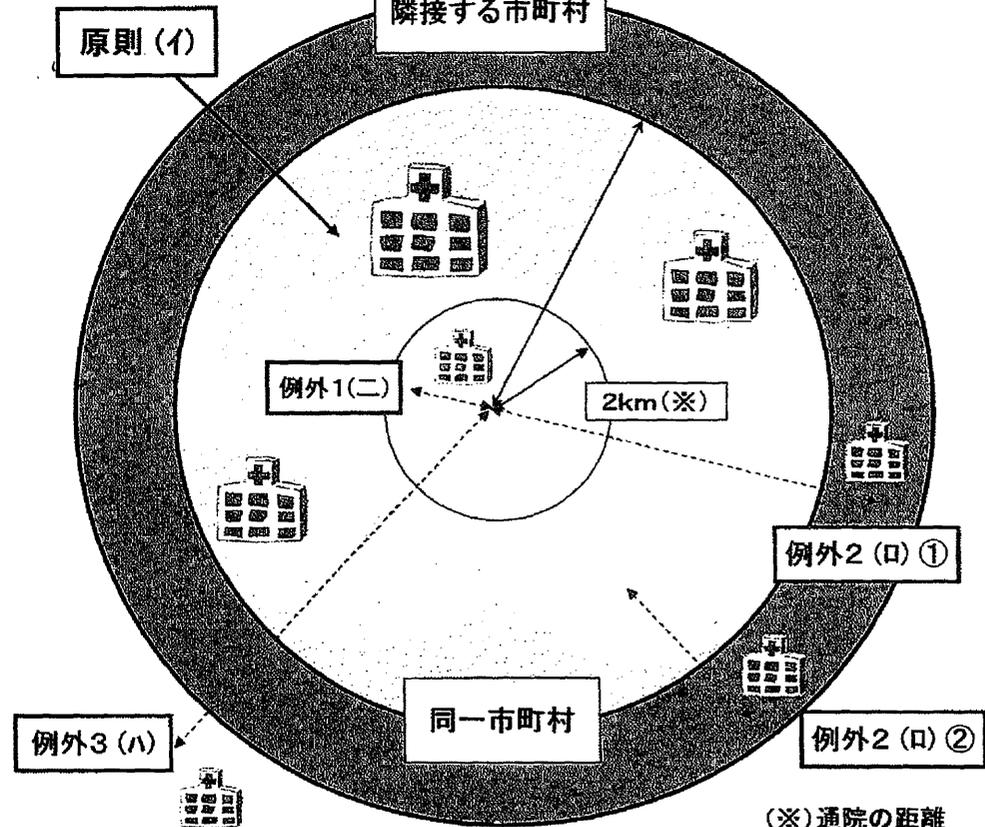
(現行)



(※)交通機関の利用距離

通院費の取扱いについて

(改正後)



(※)通院の距離

原則: 傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の診療に適した指定医療機関へ通院する場合であつて交通機関の利用距離(住居地と勤務地との間は除く。)が片道2キロメートルをこえる通院

例外1: 当該傷病の症状の程度よりみて交通機関を使用しなければ通院することがいちじるしく困難であると認められる者の通院

例外2: 傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の診療に適した指定医療機関がないために4キロメートルをこえる最寄りの指定医療機関への通院

原則(イ): 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関(以下「労災指定医療機関等」という。)への通院(傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)

例外1(二): 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院

例外2(ロ)①: 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院

(傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)

②交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院(傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)

例外3(ハ): 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び当該市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院

(傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)